

知っ得

情報ボックス

児童手当現況届はお早めに

児童手当を受けている人は、6月中に「児童手当現況届」を提出することになっていきます。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当（平成27年10月支給分から）が受けられなくなりますので、期日内の提出をお願いします。

○現況届の送付

平成27年6月上旬

（課税額確定後）

○受付期間

6月10日（水）～30日（火）

○提出先

役場町民福祉課

役場総合管理課（指江庁舎）

○手続きに必要なもの

①現況届

②児童手当に係る学校給食費などの徴収に関する申出書

③印鑑

④受給者の健康保険証また

は年金加入証明書

（国民年金以外の人）

※必要に応じて提出するもの

○平成27年1月1日時点で町内に住所がなかった人

平成27年度児童手当用所得

証明書（平成27年1月1日

時点で住所のあった市区町

村で発行されます）

○児童と別居されている人

（住民票が別住所となっている人

別居している児童の住民票

謄本、別居監護申立書など

○振込口座を変更したい人

受給者名義の預金通帳

◎問い合わせ先

役場町民福祉課

☎（86） 1157「直通」

国税に関する一般的な相談

は「電話相談センター」へ！

国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」を

ご利用ください。熊本国税局

税務相談室の職員がご相談を

お受けします。電話相談セン

ターご利用の際の手順は次の

とおりです。

1. 最寄りの税務署に電話

2. 自動音声案内に従い、

番号「1」を選択します。

3. 自動音声案内に従い、

相談したい内容の番号を

次の中から選択します。

①年金・給与・事業など

の所得税

②相続税・贈与税・譲渡

所得

③法人税・源泉所得税・

年末調整

④消費税・印紙税

⑤その他お問い合わせや

ご不明の場合

なお、税務署からのお尋ね

や納付相談、又は職員にご用

のある方は、自動音声案内に

従って、番号「2」を選択し

てください。

◎問い合わせ先

出水税務署

☎（62） 0200

税務職員採用試験受験者募集

税務職員採用試験の受験者

を募集します。募集要項は次

のとおりです。

○受験資格

高校卒業見込みの人および

高校卒業後3年を経過して

いない人

○試験の程度

高校卒業程度

○申込方法および申込受付期間

・インターネット

次の申込専用アドレスをご

利用ください。

[http://www.jinji-shiken.](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

[go.jp/juken.html](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

・郵送または持参

申込用紙は人事院九州事務

局、熊本国税局および最寄り

の税務署に備え付けてありま

す。

○申込受付期間

・インターネット

6月22日（月）～7月1日（水）

（受信有効）

・郵送または持参

6月22日（月）～6月24日（水）

（通信日付印有効）

○第一次試験

9月6日（日）

○受験申込先

全国の各人事院事務局

◎問い合わせ先

出水税務署

☎（62） 0200